

広島市報

定期第1015号
平成27年1月5日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告 示

○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 4	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定 2件.....14
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定..... 4	○出納員の事務の一部委任及び委任の解除 2件.....15
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定..... 5	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....15
○広島市市税条例による寄附金の指定..... 5	○公共下水道の供用開始.....16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定..... 5	○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始.....16
○公印の印影印刷..... 5	○農業集落排水処理施設の供用開始.....17
○市長印の印影印刷に関する告示（昭和62年10月15日付け広島市告示第321号）の一部改正..... 5	○出納員の事務の一部委任 3件.....17
○公印の印影印刷..... 5	○介護保険法による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止.....18
○開発行為に関する工事の完了..... 6	○自転車等の所有権の取得.....18
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出..... 6	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の意見書の提出.....18
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止..... 7	○景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱の告示.....19
○自転車等の所有権の取得..... 7	○広島市景観条例施行規則の市長が必要と認める図書及び市長が定める図面の縮尺の決定.....25
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 6件..... 7	○開発行為に関する工事の完了.....25
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定 2件.....13	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定.....25
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定辞退.....13	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止.....25
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更.....14	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定 2件.....26
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止.....14	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 8件.....26

- 平成26年第5回広島市議会定例会の招集.....31
- 路上駐車場の休止.....31
- 開発行為に関する工事の完了 2件.....31
- 放置自転車等の撤去 (中区).....32
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (中
区).....32
- 放置自転車等の撤去 (中区).....32
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (中
区).....32
- 放置自転車等の撤去 (中区).....32
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (中
区) 2件.....32
- 放置自転車等の撤去 (中区).....32
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (中
区).....32
- 放置自転車等の撤去 (中区) 2件.....33
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (中
区).....33
- 放置自転車等の撤去 (中区) 2件.....33
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (中
区).....33
- 放置自転車等の撤去 (中区) 3件.....33
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (中
区).....33
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと
等の認定の取消し (中区).....34
- 放置自転車等の撤去 (中区) 4件.....34
- 放置自転車等の撤去 (東区) 7件.....34
- 建築基準法による道路の位置の指定 (東区).....35
- 放置自転車等の撤去 (東区).....35
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (南
区).....35
- 放置自転車等の撤去 (南区) 2件.....35
- 建築基準法に基づく一つの敷地とみなすこ
と等の認定 (南区).....35
- 放置自転車等の撤去 (南区) 2件.....36
- 街区の区域変更 (南区).....36
- 放置自転車等の撤去 (南区) 6件.....36
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (南
区).....36
- 放置自転車等の撤去 (西区) 2件.....36
- 長期間駐車されていた自転車の移動 (西区).....37
- 建築基準法による道路の位置の変更 (西区).....37
- 放置自転車等の撤去 (西区).....37
- 長期間駐車されていた自転車の移動 (西区).....37
- 放置自転車等の撤去 (西区).....37
- 長期間駐車されていた自転車の移動 (西区).....37
- 放置自転車等の撤去 (西区).....37

- 長期間駐車されていた自転車の移動 (西区).....37
- 放置自転車等の撤去 (西区).....38
- 長期間駐車されていた自転車の移動 (西区).....38
- 市街化区域内の水路の廃止 (安佐南区).....38
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (安
佐南区).....38
- 市街化区域内の水路の廃止 (安佐南区).....38
- 豪雨による災害により被災された自転車等
の移動 (安佐南区).....38
- 建築基準法による道路の位置の指定 (安佐
南区).....38
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (安
佐南区).....38
- 建築基準法による道路の位置の指定 (安佐
南区).....38
- 建築基準法による道路の位置の指定 (安佐
北区).....39
- 道路の区域変更 (安佐北区).....39
- 道路の供用開始 (安佐北区).....39
- 道路の区域変更 (安佐北区).....39
- 道路の供用開始 (安佐北区).....39
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (安
佐北区).....39
- 放置自転車等の撤去 (安佐北区).....40
- 道路の区域変更 (安芸区).....40
- 建築基準法による道路の位置の指定 (安芸
区).....40
- 放置自転車の撤去 (安芸区).....40
- 長期間駐車されていた車両の移動 (安芸区).....40
- 道路の区域変更 (安芸区).....40
- 道路の供用開始 (安芸区).....40
- 道路の区域変更 (安芸区).....41
- 道路の供用開始 (安芸区).....41
- 放置自転車の撤去 (安芸区).....41
- 長期間駐車されていた車両の移動 (安芸区).....41
- 放置自転車等の撤去 (佐伯区).....41
- 道路の区域変更 (佐伯区).....41
- 道路の供用開始 (佐伯区).....41
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (佐
伯区).....42
- 放置自転車等の撤去 (佐伯区).....42
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (佐
伯区).....42
- 放置自転車等の撤去 (佐伯区).....42
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (佐
伯区) 2件.....42
- 放置自転車等の撤去 (佐伯区) 2件.....42
- 長期間駐車されていた自転車等の移動 (佐

伯区).....43

区 告 示

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令
による職権処理(南区).....43

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令
による職権処理(安佐南区).....43

区 選 管 告 示

○公職選挙法による、平成26年12月2日
において選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日(中区).....43

○公職選挙法による、平成26年12月2日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び
生年月日(中区).....43

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録
の移替えをしない期間(中区).....43

○公職選挙法による、平成26年12月1日
において、選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日(中区).....44

○公職選挙法による、平成26年12月1日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び
生年月日(中区).....44

○公職選挙法による、平成26年12月2日
において、選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日(東区).....44

○公職選挙法による、平成26年12月2日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び
生年月日(東区).....44

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録
の移替えをしない期間(東区).....44

○公職選挙法による、平成26年12月1日
に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及
び生年月日(東区).....44

○公職選挙法による、平成26年12月1日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、經由領事官の名称、最終住所及
び生年月日(東区).....45

○公職選挙法による、平成26年12月2日
において選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日(南区).....45

○公職選挙法による、平成26年12月2日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び
生年月日(南区).....45

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録
の移替えをしない期間(南区).....45

○公職選挙法による、平成26年12月1日
において、選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日(南区).....45

○公職選挙法による、平成26年12月1日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び
生年月日(南区).....45

○公職選挙法による、平成26年12月2日
において選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日(西区).....46

○公職選挙法による、平成26年12月2日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び
生年月日(西区).....46

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録
の移替えをしない期間(西区).....46

○公職選挙法による、平成26年12月1日
において、選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日(西区).....46

○公職選挙法による、平成26年12月1日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び
生年月日(西区).....46

○公職選挙法による、平成26年12月2日
において、選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日(安佐南区).....46

○公職選挙法による、平成26年12月2日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び
生年月日(安佐南区).....47

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録
の移替えをしない期間(安佐南区).....47

○公職選挙法による、平成26年12月1日
において、選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日(安佐南区).....47

○公職選挙法による、平成26年12月1日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び
生年月日(安佐南区).....47

○公職選挙法による、平成26年12月2日
において、選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日(安佐北区).....47

○公職選挙法による、平成26年12月2日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び
生年月日(安佐北区).....47

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録
の移替えをしない期間(安佐北区).....48

- 公職選挙法による、平成 26 年 1 月 1 日
において、選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日（安佐北区）……………48
 - 公職選挙法による、平成 26 年 1 月 1 日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び
生年月日（安佐北区）……………48
 - 公職選挙法による、平成 26 年 1 月 2 日
において選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日（安芸区）……………48
 - 公職選挙法による、平成 26 年 1 月 2 日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び
生年月日（安芸区）……………48
 - 公職選挙法による、平成 26 年 1 月 1 日
において選挙人名簿に登録する者の氏名、
住所及び生年月日（安芸区）……………48
 - 公職選挙法による、平成 26 年 1 月 1 日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び
生年月日（安芸区）……………49
 - 公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録
の移替えをしない期間（安芸区）……………49
 - 公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録
の移替えをしない期間（佐伯区）……………49
 - 公職選挙法による、平成 26 年 1 月 2 日
において、選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日（佐伯区）……………49
 - 公職選挙法による、平成 26 年 1 月 2 日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び
生年月日（佐伯区）……………49
 - 公職選挙法による、平成 26 年 1 月 1 日
において、選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日（佐伯区）……………50
 - 公職選挙法による、平成 26 年 1 月 1 日
までに新たに在外選挙人名簿に登録した者
の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び
生年月日（佐伯区）……………50
- 教 委 告 示**
- 広島市教育委員会議（定例会）の開催……………50
 - 広島市文化財保護条例による広島市指定重
要文化財の指定……………50
- 監 査 公 表**
- 包括外部監査の意見に対する対応結果の公
表……………50

告 示

広島市告示第 544 号

平成 26 年 1 月 4 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第 85 条第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 平成 26 年 1 月 1 日

広島市長 松 井 一 實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
日本赤十字社 広島県支部	広島赤十字・ 原爆病院居宅 介護支援事業 所	広島市中区千 田町一丁目 9 番 6 号	居宅介護支援
株式会社ラフ ラインズ	ラフラインズ 居宅介護支援 センター	広島市佐伯区 五日市駅前一 丁目 11 番 1 号サンライト ハイム 602	居宅介護支援

広島市告示第 545 号

平成 26 年 1 月 4 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第 78 条第 1 号及び第 115 条の 10 第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 平成 26 年 1 月 1 日

広島市長 松 井 一 實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社ライ フクリエーシ ョン	はるみ戸坂	広島市東区戸 坂くるめ木一 丁目 1 番 4 8 号	訪問介護及び介護 予防訪問介護
医療法人あす か	ヘルパーステ ーションあす か大町	広島市安佐南 区中須一丁目 26 番 12 号	訪問介護及び介護 予防訪問介護
富士メディカ ル株式会社	メリィ訪問看 護ステーション	広島市安佐南 区古市二丁目 17 番 3 号	訪問看護及び介護 予防訪問看護
株式会社不二 ビルサービス	訪問看護ステ ーションふじ 川内	広島市安佐南 区川内一丁目 15 番 1 号	訪問看護及び介護 予防訪問看護
株式会社リア ン	デイホームき らめき	広島市東区戸 坂くるめ木二 丁目 7 番 2 8 号	通所介護及び介護 予防通所介護
株式会社ウェ ルフェア・サ イエンス・ラ ボ	デイサービス クラブナケア 斐	広島市西区己 斐中三丁目 39 番 25 号	通所介護及び介護 予防通所介護

社会福祉法人グリーンコープ	デイサービスセンター楓*グリーン	広島市安佐南区川内六丁目20番5号	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社KD. SEVEN	ゆめか川内	広島市安佐南区川内六丁目41番12号	通所介護及び介護予防通所介護
医療法人あすか	デイサービスセンターあすか大町	広島市安佐南区中須一丁目26番12号	通所介護及び介護予防通所介護
有限会社みこころ	みこころデイサービスセンター	広島市安佐南区長束六丁目4番1号	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社誠人	デイサービスセンターいつかいちの風	広島市佐伯区五日市一丁目5番48号	通所介護及び介護予防通所介護
医療法人あすか	ショートステイあすか大町	広島市安佐南区中須一丁目26番12号	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
株式会社ネクサス	福祉用具貸与事業所キララ	広島市佐伯区五日市中央三丁目16番31号笹原ビルⅡ302号室	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
株式会社ネクサス	福祉用具貸与事業所キララ	広島市佐伯区五日市中央三丁目16番31号笹原ビルⅡ302号室	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

広島市告示第546号

平成26年11月4日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成26年11月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
社会福祉法人可部大文字会	小規模多機能センター山まゆ	広島市安佐北区可部南三丁目10番19号	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

広島市告示第547号

平成26年11月4日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年4月1日以後に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第34条の6第1項第3号の規定を適用する。

広島市長 松井一實

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
公益財団法人 コミュニティ未来創造基金ひろしま	広島市中区八丁堀3番1号

広島市告示第548号

平成26年11月4日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定します。

広島市長 松井一實

記

名称	医療機関コード	所在地	指定の期間
ウォンツ薬局八丁堀交差点前	0147811	広島市中区鉄砲町10番13号7階	平成26年11月1日～平成32年10月31日
有限会社岡田経三薬局	0147787	広島市南区宇品御幸五丁目19-13	平成26年9月15日～平成32年8月31日

広島市告示第549号

平成26年11月6日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
小児慢性特定疾病医療受給者証	印影印刷専用市長印

広島市告示第550号

平成26年11月6日

「東隣保館、西隣保館、都会館 施設（冠婚葬祭用具）使用・減免許可書」については、印影印刷専用市長印の印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認し、昭和62年10月15日付け広島市告示第321号で告示しましたが、印影の印刷により、公印の押なつに代えることをやめましたので告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示第551号

平成26年11月6日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示し

ます。

広島市長 松井 一 實

文 書 名	印影を印刷する公印の名称
地域交流センター使用・減免許可書	印影印刷専用市長印

広島市告示第552号

平成26年11月6日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区石内北1丁目の5001番3, 5001番4, 5001番5, 5001番6
- 開発面積
14,380.30㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市佐伯区石内北2丁目1番2号
西広島開発株式会社
代表取締役 林 直宏
- 検査済証交付年月日
平成26年11月6日

広島市告示第553号

平成26年11月7日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 マダムジョイ己斐店
 - 所在地 広島市西区己斐本町一丁目18番1
- 大規模小売店舗を設置する者
広島電鉄株式会社
代表取締役 椋田 昌夫
広島市中区東千田町二丁目9番29号
- 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者		住所	変更年月日 その理由
氏名又は名称	代表者		

株式会社広電ストア	代表取締役 尾崎 義昭	広島市中区東千田町二丁目9番29号	
奥田商事株式会社	代表取締役 奥田 耕造	広島市西区横川町一丁目10番1号	
岡野食品産業株式会社	代表取締役 岡野 吉純	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	
株式会社御菓子所高木	代表取締役 加藤 博基	広島市西区商工センター七丁目1番10号	
株式会社広電文具	代表取締役 長谷川 治昭	広島市西区己斐本町一丁目18番3号	平成26年6月30日退店
株式会社いとや	代表取締役 小川 嘉彦	広島市中区本通2番7号	

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日 その理由
氏名又は名称	代表者		
株式会社広電ストア	代表取締役 尾崎 義昭	広島市中区東千田町二丁目9番29号	
有限会社広電商事	代表取締役 尾崎 義昭	広島市中区東千田町二丁目9番29号	平成26年4月1日入店
奥田商事株式会社	代表取締役 奥田 耕造	広島市西区横川町一丁目10番1号	
岡野食品産業株式会社	代表取締役 岡野 吉純	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	
株式会社御菓子所高木	代表取締役 加藤 博基	広島市西区商工センター七丁目1番10号	
株式会社いとや	代表取締役 小川 嘉彦	広島市中区本通2番7号	

- 変更年月日
上記3のとおり。
- 変更する理由
上記3のとおり。
- 届出書の縦覧場所
 - 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部区政調整課
- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - 縦覧期間
平成26年11月7日から平成27年3月9日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。
 - 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年3月9日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第554号

平成26年11月7日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 L. S. I.	居宅介護支援事業所かがやき高須	広島市西区高須一丁目5番15号フレグランス高須203	平成26年11月30日	居宅介護支援

広島市告示555号

平成26年11月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第556号

平成26年11月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・ビッグ戸坂店

(2) 所在地 広島市東区戸坂山崎町8番13号

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役 加栗 章男

広島市南区段原南一丁目3番52号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 岩本 隆雄	広島市南区段原南一丁目3番52号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目3番52号	平成25年5月22日代表者の交代のため

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 岩本 隆雄	広島市南区段原南一丁目3番52号	
株式会社カメラのフレンド	代表取締役 渡邊 聖治	広島市西区三篠北町15番24号	
株式会社とら屋	代表取締役 桜井 清美	広島市南区東雲本町一丁目1番26号	平成26年2月7日退店
有限会社フラワーショップみなと	代表取締役 坪原 哲則	広島市西区井口五丁目25番15号	
有限会社五日市中央薬局	代表取締役 平家 祥二	広島市佐伯区五日市中央二丁目4番35号	平成25年5月31日退店
東洋食品株式会社	代表取締役社長 黒田 要一郎	北九州市門司区黄金町6番28号	
株式会社ブックス森野屋	代表取締役 角川 エリ子	広島市西区商工センター六丁目4番18号	平成25年2月20日退店
株式会社香月堂	代表取締役 藤川 敏康	広島市東区曙二丁目8番30号	

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目3番52号	平成25年5月22日代表者の交代のため

広島市長 松 井 一 實

株式会社カメラのフレンド	代表取締役 渡邊 聖治	広島市西区三篠北町 1 5 番 2 4 号	
有限会社フラワーショップみなと	代表取締役 坪原 哲則	広島市西区井口五丁目 2 5 番 1 5 号	
東洋食品株式会社	代表取締役社長 黒田 要一郎	北九州市門司区黄金町 6 番 2 8 号	
株式会社香月堂	代表取締役 藤川 明久	広島市東区曙二丁目 8 番 3 0 号	平成 19 年 9 月 28 日 代表者の交代のため
株式会社イーシーアイ	代表取締役 松本 昌之	島根県出雲市斐川町神水 2 5 3 5 番 2 号	平成 25 年 3 月 1 日入店

4 変更年月日

上記 3 のとおり。

5 変更する理由

上記 3 のとおり。

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号
広島市東区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成 26 年 1 月 1 2 日から平成 27 年 3 月 1 2 日まで。
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び平成 26 年 1 2 月 29 日から平成 27 年 1 月 3 日までを除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成 27 年 3 月 1 2 日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
広島市告示第 557 号

平成 26 年 1 月 1 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公示します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ザ・ビッグ安古市店
- (2) 所在地 広島市安佐南区大町東三丁目 1 3 2 0 番地 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役 加栗 章男

広島市南区段原南一丁目 3 番 5 2 号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 名称             | 代表者            | 住所                    | 変更年月日・理由 |
|----------------|----------------|-----------------------|----------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>岩本 隆雄 | 広島市南区段原南一丁目 3 番 5 2 号 |          |

(変更後)

| 名称             | 代表者            | 住所                    | 変更年月日・理由                      |
|----------------|----------------|-----------------------|-------------------------------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>加栗 章男 | 広島市南区段原南一丁目 3 番 5 2 号 | 平成 25 年 5 月 22 日<br>代表者の交代のため |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 小売業者           |                      | 住所                               | 変更年月日・理由 |
|----------------|----------------------|----------------------------------|----------|
| 氏名又は名称         | 代表者                  |                                  |          |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>岩本 隆雄       | 広島市南区段原南一丁目 3 番 5 2 号            |          |
| 有限会社ハンス        | 代表取締役<br>小田 備        | 広島市佐伯区五日市五丁目 1 1 番 2 1 号         |          |
| 株式会社キャンドゥ      | 代表取締役社長<br>城戸 一弥     | 東京都新宿区北新宿二丁目 2 1 番 1 号           |          |
| 株式会社ティーガイア     | 代表取締役社長執行役員<br>木村 政昭 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目 1 番 1 8 号           |          |
| 跡治 勇           |                      | 広島市安佐南区山本一丁目 1 0 番 1 5 - 2 0 1 号 |          |
| 有限会社きむら生花店     | 代表取締役<br>原田 知幸       | 広島市三次市十日市中一丁目 1 番 1 0 号          |          |

(変更後)

| 小売業者           |                | 住所                    | 変更年月日・理由                      |
|----------------|----------------|-----------------------|-------------------------------|
| 氏名又は名称         | 代表者            |                       |                               |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>加栗 章男 | 広島市南区段原南一丁目 3 番 5 2 号 | 平成 25 年 5 月 22 日<br>代表者の交代のため |



|             |                  |                        |                   |
|-------------|------------------|------------------------|-------------------|
| 有限会社ハンス     | 代表取締役<br>小田 備    | 広島市佐伯区海老園一丁目5番38号      | 平成25年1月10日住所移転のため |
| 株式会社キャンドウ   | 代表取締役社長<br>城戸 一弥 | 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号      |                   |
| 株式会社テレポートピア | 代表取締役<br>秋枝 耕一   | 山口県下関市秋根本町二丁目10番15号    | 平成26年7月12日地位承継    |
| 跡治 勇        |                  | 広島市安佐南区山本一丁目10番15-201号 |                   |
| 有限会社きむら生花店  | 代表取締役<br>原田 知幸   | 広島市三次市十日市中一丁目1番10号     |                   |

4 変更年月日

上記3のとおり。

5 変更する理由

上記3のとおり。

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成26年11月12日から平成27年3月12日まで。  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年3月12日
- (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第558号

平成26年11月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定によ

り、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ザ・ビッグ五日市店
  - (2) 所在地 広島市佐伯区八幡二丁目24番32号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
マックスバリュ西日本株式会社  
代表取締役 加栗 章男  
広島市南区段原南一丁目3番52号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 名称             | 代表者            | 住所               | 変更年月日・理由 |
|----------------|----------------|------------------|----------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>岩本 隆雄 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 |          |

(変更後)

| 名称             | 代表者            | 住所               | 変更年月日・理由            |
|----------------|----------------|------------------|---------------------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>加栗 章男 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平成25年5月22日代表者の交代のため |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 小売業者            |                | 住所                    | 変更年月日・理由 |
|-----------------|----------------|-----------------------|----------|
| 氏名又は名称          | 代表者            |                       |          |
| マックスバリュ西日本株式会社  | 代表取締役<br>岩本 隆雄 | 広島市南区段原南一丁目3番52号      |          |
| 田村 正史           |                | 広島市西区田方一丁目16番41-9号602 |          |
| 有限会社フラワーショップみなと | 代表取締役<br>坪原 哲則 | 広島市西区井口五丁目25番15号      |          |
| 清水 義久           |                | 広島市佐伯区美鈴が丘東四丁目3番3号    |          |
| 有限会社みどり薬局       | 代表取締役<br>江盛 正洋 | 広島県廿日市市地御前三丁目4番11号    |          |

(変更後)

| 小売業者           |                | 住所               | 変更年月日・理由            |
|----------------|----------------|------------------|---------------------|
| 氏名又は名称         | 代表者            |                  |                     |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>加栗 章男 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平成25年5月22日代表者の交代のため |

|                 |             |                       |
|-----------------|-------------|-----------------------|
| 田村 正史           |             | 広島市西区田方一丁目16番41-9号602 |
| 有限会社フラワーショップみなと | 代表取締役 坪原 哲則 | 広島市西区井口五丁目25番15号      |
| 清水 義久           |             | 広島市佐伯区美鈴が丘東四丁目3番3号    |
| 有限会社みどり薬局       | 代表取締役 江盛 正洋 | 広島県廿日市市地御前三丁目4番11号    |

4 変更年月日

上記3のとおり。

5 変更する理由

上記3のとおり。

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成26年11月12日から平成27年3月12日まで。  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年3月12日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第559号

平成26年11月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン西風新都ショッピングセンター
- (2) 所在地 広島市安佐南区大塚西六丁目7044番

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役 加栗 章男

広島市南区段原南一丁目3番52号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 名称             | 代表者         | 住所               | 変更年月日・理由 |
|----------------|-------------|------------------|----------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役 岩本 隆雄 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 |          |

(変更後)

| 名称             | 代表者         | 住所               | 変更年月日・理由            |
|----------------|-------------|------------------|---------------------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役 加栗 章男 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平成25年5月22日代表者の交代のため |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 小売業者           |              | 住所                   | 変更年月日・理由 |
|----------------|--------------|----------------------|----------|
| 氏名又は名称         | 代表者          |                      |          |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役 岩本 隆雄  | 広島市南区段原南一丁目3番52号     |          |
| 株式会社チヨダ        | 代表取締役 舟橋 政男  | 東京都杉並区成田東四丁目39番8号    |          |
| 株式会社ライトオン      | 代表取締役 藤原 政博  | 茨城県つくば市吾妻一丁目11番地1    |          |
| 株式会社岩崎宏健堂      | 代表取締役 河戸 憲一郎 | 山口県周南市福川三丁目18番22号    |          |
| 株式会社大創産業       | 代表取締役 矢野 博丈  | 広島市東広島市西条吉行東一丁目4番14号 |          |
| 株式会社明林堂書店      | 代表取締役 宮脇 範次  | 大分県別府市山の手町15番15号     |          |

(変更後)

| 小売業者           |             | 住所                | 変更年月日・理由            |
|----------------|-------------|-------------------|---------------------|
| 氏名又は名称         | 代表者         |                   |                     |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役 加栗 章男 | 広島市南区段原南一丁目3番52号  | 平成25年5月22日代表者の交代のため |
| 株式会社チヨダ        | 代表取締役 舟橋 政男 | 東京都杉並区成田東四丁目39番8号 |                     |

|               |                |                              |                                 |
|---------------|----------------|------------------------------|---------------------------------|
| 株式会社ライ<br>トオン | 代表取締役<br>藤原 政博 | 茨城県つくば市<br>吾妻一丁目11<br>番地1    |                                 |
| 株式会社岩崎<br>宏健堂 | 代表取締役<br>富永 幸朗 | 山口県周南市福<br>川三丁目18番<br>22号    | 平成25年11<br>月1日代表<br>者の交代の<br>ため |
| 株式会社大創<br>産業  | 代表取締役<br>矢野 博丈 | 広島市東広島市<br>西条吉行東一丁<br>目4番14号 |                                 |
| 株式会社明林<br>堂書店 | 代表取締役<br>宮脇 範次 | 大分県別府市山<br>の手町15番1<br>5号     |                                 |

4 変更年月日

上記3のとおり。

5 変更する理由

上記3のとおり。

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成26年11月12日から平成27年3月12日まで。  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年3月12日
- (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第560号

平成26年11月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マックスバリュ高陽店
- (2) 所在地 広島市安佐北区口田四丁目6番32号

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社  
代表取締役 加栗 章男  
広島市南区段原南一丁目3番52号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 名称             | 代表者           | 住所              | 変更年月日・理由 |
|----------------|---------------|-----------------|----------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>藤本 昭 | 兵庫県姫路市北条口四丁目4番地 |          |

(変更後)

| 名称             | 代表者            | 住所               | 変更年月日・理由                                 |
|----------------|----------------|------------------|------------------------------------------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>加栗 章男 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平成24年5月15日本店移転のため<br>平成25年5月22日代表者の交代のため |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 小売業者           |                 | 住所                   | 変更年月日・理由     |
|----------------|-----------------|----------------------|--------------|
| 氏名又は名称         | 代表者             |                      |              |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>藤本 昭   | 兵庫県姫路市北条口四丁目4番地      |              |
| 株式会社カメラのフレンズ   | 代表取締役<br>渡邊 聖治  | 広島市西区三篠北町15番24号      | 平成23年3月20日退店 |
| メガネの田中チェーン株式会社 | 代表取締役<br>田中 登志子 | 広島市中区袋町1番23-102号     |              |
| 株式会社中田商会       | 代表取締役<br>中田 雅禧  | 広島市佐伯区八幡東二丁目21番11号   |              |
| 株式会社ラネット       | 代表取締役<br>宗像 邦博  | 広島市安佐南区安東一丁目1番25号    |              |
| 株式会社大創産業       | 代表取締役<br>矢野 博丈  | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 |              |
| 株式会社とら屋        | 代表取締役<br>桜井 清美  | 広島市南区東雲本町一丁目1番26号    | 平成24年4月27日退店 |
| 有限会社いちはら       | 代表取締役<br>市原 隆則  | 広島市東区牛田本町三丁目1番8号     |              |
| 大瀬戸 幹王         |                 | 広島市安佐北区口田五丁目14番8号    |              |

(変更後)

| 小売業者           |                 | 住所                      | 変更年月日・理由                                 |
|----------------|-----------------|-------------------------|------------------------------------------|
| 氏名又は名称         | 代表者             |                         |                                          |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>加栗 章男  | 広島市南区段原南一丁目3番52号        | 平成24年5月15日本店移転のため<br>平成25年5月22日代表者の交代のため |
| メガネの田中チェーン株式会社 | 代表取締役<br>田中 登志子 | 広島市中区袋町1番23-102号        |                                          |
| 株式会社中田商会       | 代表取締役<br>中田 雅禧  | 広島市佐伯区八幡東二丁目21番11号      |                                          |
| 株式会社ラネット       | 代表取締役<br>下江 隆   | 広島市安佐南区安東一丁目1番25号       | 平成21年6月1日代表者の交代のため                       |
| 株式会社大創産業       | 代表取締役<br>矢野 博丈  | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    |                                          |
| 有限会社いちばら       | 代表取締役<br>市原 隆則  | 広島市東区牛田本町三丁目1番8号        |                                          |
| 大瀬戸 幹王         |                 | 広島市安佐北区口田五丁目14番8号       |                                          |
| 黒瀬 正和          |                 | 広島市安佐南区大町東三丁目12番32-601号 | 平成26年4月1日入店                              |

4 変更年月日

上記3のとおり。

5 変更する理由

上記3のとおり。

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成26年11月12日から平成27年3月12日まで。  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年3月12日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第561号

平成26年11月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 安佐北ショッピングセンター

(2) 所在地 広島市安佐北区亀山九丁目213番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役 加栗 章男

広島市南区段原南一丁目3番52号

株式会社ナフコ

代表取締役 深町 勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 名称             | 代表者            | 住所                    | 変更年月日・理由 |
|----------------|----------------|-----------------------|----------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>藤本 昭  | 兵庫県姫路市北条口四丁目4番地       |          |
| 株式会社ナフコ        | 代表取締役<br>深町 勝義 | 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 |          |

(変更後)

| 名称             | 代表者            | 住所                    | 変更年月日・理由                                 |
|----------------|----------------|-----------------------|------------------------------------------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>加栗 章男 | 広島市南区段原南一丁目3番52号      | 平成24年5月15日本店移転のため<br>平成25年5月22日代表者の交代のため |
| 株式会社ナフコ        | 代表取締役<br>深町 勝義 | 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 |                                          |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 名称             | 代表者            | 住所                    | 変更年月日・理由 |
|----------------|----------------|-----------------------|----------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>藤本 昭  | 兵庫県姫路市北条口四丁目4番地       |          |
| 株式会社ナフコ        | 代表取締役<br>深町 勝義 | 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 |          |

(変更後)

| 名称             | 代表者            | 住所                    | 変更年月日・理由                                 |
|----------------|----------------|-----------------------|------------------------------------------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>加栗 章男 | 広島市南区段原南一丁目3番52号      | 平成24年5月15日本店移転のため<br>平成25年5月22日代表者の交代のため |
| 株式会社ナフコ        | 代表取締役<br>深町 勝義 | 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 |                                          |

4 変更年月日

上記3のとおり。

5 変更する理由

上記3のとおり。

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成26年11月12日から平成27年3月12日まで。  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年3月12日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課



広島市告示第562号

平成26年11月12日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 施術者  | 施術所      |                         | 業務の種類  | 指定年月日     |
|------|----------|-------------------------|--------|-----------|
|      | 名称       | 所在地<br>(出張專業の場合は施術者の住所) |        |           |
| 田中一成 | 鶴鶴鍼灸接骨院  | 広島市中区榎町5-2 ETOILE榎町1F   | はり・きゅう | 平成26年7月1日 |
| 児玉敬介 | — (出張專業) | 広島市安佐南区沼田町大字伴3532-1     | はり・きゅう | 平成26年7月1日 |

広島市告示第563号

平成26年11月12日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 施術者  | 施術所            |                         | 業務の種類     | 指定年月日       |
|------|----------------|-------------------------|-----------|-------------|
|      | 名称             | 所在地<br>(出張專業の場合は施術者の住所) |           |             |
| 須本泰子 | やわらぎ           | 広島市東区戸坂数甲一丁目1-15        | あん摩・マッサージ | 平成26年10月10日 |
| 片岡祐治 | メディカルサポートマッサージ | 広島市東区牛田南一丁目9-26-203     | あん摩・マッサージ | 平成26年10月1日  |
| 片岡祐治 | メディカルサポートマッサージ | 広島市東区牛田南一丁目9-26-203     | はり・きゅう    | 平成26年10月1日  |
| 渡邊政宏 | きらく鍼灸院         | 広島市安佐北区龜山南四丁目7-14       | はり・きゅう    | 平成26年10月1日  |

広島市告示第564号

平成26年11月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称     | 所在地                  | 辞退年月日       |
|--------|----------------------|-------------|
| 河本医院   | 広島市安佐北区安佐町大字飯室1595-2 | 平成26年10月31日 |
| やました歯科 | 広島市安佐北区可部南三丁目3-23    | 平成26年10月31日 |

広島市告示第565号

平成26年11月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称                      | 所在地                     | 変更年月日      |
|-------------------------|-------------------------|------------|
| (旧) さくら脳神経・心療内科クリニック    | 広島市中区鞆町13-4 広島マツダビル地下1階 | 平成26年9月1日  |
| (新) さくらMRIクリニック         |                         |            |
| (旧) 訪問看護ステーションさざんか      | (旧) 広島市西区草津東三丁目7-33-101 | 平成26年10月1日 |
| (新) 訪問看護・リハビリステーションさざんか | (新) 広島市西区井口五丁目15-25     |            |
| 三滝参道クリニック               | (旧) 広島市西区三滝本町二丁目904     | 平成14年10月2日 |
|                         | (新) 広島市西区三滝本町二丁目13-34-1 |            |
| 訪問看護ステーション瀬野川           | (旧) 広島市安芸区中野東六丁目3-36    | 平成26年4月1日  |
|                         | (新) 広島市安芸区中野七丁目22-6     |            |

広島市告示第566号

平成26年11月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称          | 所在地                         | 廃止年月日      |
|-------------|-----------------------------|------------|
| 岡兵段原薬局      | 広島市南区上東雲町30-14              | 平成26年9月30日 |
| ともデンタルクリニック | 広島市西区三篠町三丁目6-5 グランディール三篠101 | 平成26年10月1日 |
| ザクザク薬局 高陽店  | 広島市安佐北区口田三丁目28-18           | 平成26年9月30日 |
| 全快堂薬局 城山店   | 広島市佐伯区八幡一丁目22-10            | 平成26年10月1日 |

広島市告示第567号

平成26年11月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称                      | 所在地                          | 指定年月日      |
|-------------------------|------------------------------|------------|
| 訪問看護ステーションえがお           | 広島市中区白島中町17-26-101           | 平成26年10月1日 |
| サンキ・ウェルビイ訪問看護ステーション江波   | 広島市中区江波本町16-14               | 平成26年10月1日 |
| 訪問看護ステーションこすもす          | 広島市中区光南一丁目6-17 2階            | 平成26年10月1日 |
| 訪問看護ステーション岡田外科          | 広島市南区段原山崎二丁目9-22             | 平成26年7月1日  |
| クリニカルサポート訪問看護ステーションひろしま | 広島市西区井口四丁目38-18 フラワーヒルズ105号室 | 平成26年8月1日  |

広島市告示第568号

平成26年11月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称             | 所在地           | 指定年月日<br>/ 指定有効期限         |
|----------------|---------------|---------------------------|
| ウォンツ薬局 八丁堀交差点前 | 広島市中区鉄砲町10-13 | 平成26年11月1日<br>平成32年10月31日 |
| ともデンタルクリニック    | 広島市西区大宮二丁目2-2 | 平成26年10月1日<br>平成32年9月30日  |

|             |                       |                          |
|-------------|-----------------------|--------------------------|
| いちご子どもクリニック | 広島市安佐南区川内五丁目14-20     | 平成26年10月1日<br>平成32年9月30日 |
| ミント薬局 せせらぎ店 | 広島市安佐南区川内五丁目14-24-101 | 平成26年10月1日<br>平成32年9月30日 |

広島市告示第569号

平成26年11月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任及び委任の解除をしたので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた分任出納員及び委任期間  
競輪事務局（武雄競輪場） 職員 小田 修  
平成26年10月1日から同年11月28日まで
- 委任の解除を受けた分任出納員及び解除年月日  
競輪事務局（武雄競輪場） 職員 犬塚 浩之  
平成26年9月30日
- 委任又は委任の解除をした事務
  - 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
  - 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

広島市告示第570号

平成26年11月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任及び委任の解除をしたので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた分任出納員及び委任期間  
競輪事務局（熊本競輪場） 職員 山浦 英樹  
平成26年11月1日から平成27年1月29日まで
- 委任の解除を受けた分任出納員及び解除年月日  
競輪事務局（熊本競輪場） 職員 中津 茂  
平成26年10月31日
- 委任又は委任の解除をした事務
  - 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
  - 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

広島市告示第571号

平成26年11月17日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定によ

り、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 フジ三篠店
  - 所在地 広島市西区三篠町一丁目15番1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者  
中国企業株式会社  
代表取締役 高木 廣治  
広島市中区小町4番33号
- 変更事項
  - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 名称       | 代表者           | 住所           |
|----------|---------------|--------------|
| 中国企業株式会社 | 代表取締役<br>畝川 寛 | 広島市中区小町4番33号 |

(変更後)

| 名称       | 代表者            | 住所           |
|----------|----------------|--------------|
| 中国企業株式会社 | 代表取締役<br>高木 廣治 | 広島市中区小町4番33号 |

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 小売業者   |                | 住所              |
|--------|----------------|-----------------|
| 氏名又は名称 | 代表者            |                 |
| 株式会社フジ | 代表取締役<br>尾崎 英雄 | 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号 |
| 未定     | —              |                 |

(変更後)

| 小売業者       |                | 住所                 |
|------------|----------------|--------------------|
| 氏名又は名称     | 代表者            |                    |
| 株式会社フジ     | 代表取締役<br>尾崎 英雄 | 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号    |
| 株式会社四国パン工房 | 代表取締役<br>田中 実  | 愛媛県松山市平井町甲1436番地1  |
| 株式会社花ゆら    | 代表取締役<br>齋藤 良子 | 広島市西区草津新町二丁目13番10号 |

- 変更年月日
  - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成26年6月24日
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成26年2月26日
- 変更する理由
  - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名